

あけましておめでとうございます

昨年9月には、山形市立小中高等学校52校が全てコミュニティ・スクールとなりました。それに伴い、令和5年1月1日時点で小中31校に地域学校協働活動推進員（以下「地協推進員」と記載）が配置され、順調に地域学校協働活動が機能的に行われるようになってきています。おそらく、令和5年はさらに地協推進員の配置が進み、活動自体の多様化や多くの学校と地域の連携が見られるのではないかと楽しみにしています。今年もよろしくお願いたします。

令和3年度に学校運営協議会が設置された学校、地協推進員が配置された学校が多いために令和5年3月31日に任期満了となる学校が多くなり、手続き上の説明が必要と考え、1月の小中それぞれの教頭会に本課が出向く予定です。



地協推進員の活動とは

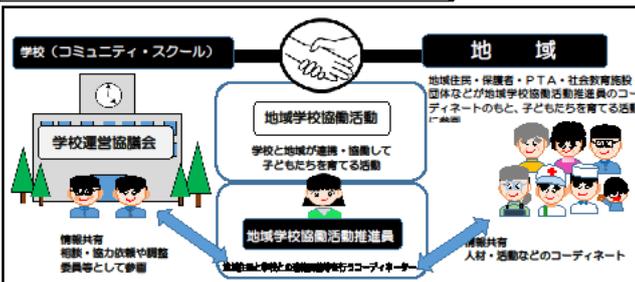
これまで地協推進員の委嘱にあたって、保険の加入と事前の個別説明会を行ってきました。令和4年度は以下の資料を使いました。これから配置予定の学校は参考にして下さい。

令和4年度

山形市地域学校協働活動推進員になられた皆様との活動内容等説明会

1 地域学校協働活動推進員とは

地域住民と学校との連絡調整等を行うコーディネーター



参考：「山形市地域学校協働活動推進員設置要綱」第5条
「山形市 地域学校協働活動 推進マニュアル」11～12ページ

2 主な役割・活動内容

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動に対する支援、企画及び参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他の協議体との必要な連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

【学校や地域からの要望・学校や地域への広報や募集・人選・スケジュール作り・アホ取りなど】

- (1) 学校運営協議会や地域会議への参加
 - ・学校や地域の要望の把握
- (2) 学びによる地域づくり
 - ・地域の先生との学習（地域の自然、産業、伝統文化、伝統芸能、伝承、建造物等を調べたり体験したりする学習）
 - ・地域の魅力を伝える学習
 - ・地域住民を招いて行う学習
- (3) 学校に対する多様な協力活動
 - ・帰りの先生
 - ・登校時の先生
 - ・読み聞かせ
 - ・授業の補助
 - ・登下校の見守り
 - ・学校内の環境整備
 - ・地域住民の学習への参加
- (4) 地域の行事やイベント、ボランティア活動等への参加
 - ・地域の祭りや行事への参加
 - ・福祉施設でのボランティア体験
 - ・伝統文化や伝統芸能の発表
- (5) PTA活動
 - ・活動支援

参考：「山形市地域学校協働活動推進員設置要綱」第3条
「山形市 地域学校協働活動 推進マニュアル」14～20ページ

【具体例①】
学校（学校運営協議会） → 地域学校協働活動推進員 → 地区の方
「うちの地区は農業が盛んですよね。子どもたちに農業のお話を聞いたり体験をさせたいのですが、地域の方で詳しい方や体験場所として農地を貸してくれる人はいますか？」
推進員が地区の方で可能な方に交渉し、学校と協力者の連絡や調整を行う。「〇〇さん、学校が子どもたちに農業のお話や体験をさせたいそうなんです。ご協力お願い出来ますか？」
「私の畑を是非使ってください。農家仲間にも声をかけてみましょう。農業の歴史や農業を教えるのは私が出来ますよ。」

【具体例②】
地区の方 → 地域学校協働活動推進員 → 学校（学校運営協議会）
「地域の中に、雪かきをすることが大変なご家庭があるから、雪かきをすることが大変なご家庭があるそうです。雪かきボランティアとして子どもたちに手伝ってもらえないかな。」
「推進員が地域の思いを学校に伝え、学校との連絡や調整を行う。「雪かきをすることが大変なご家庭があるそうです。雪かきボランティアとして子どもたちに手伝ってもらえることでしょうか。」
「学校運営の基本方針で、ボランティアの心を育成するとありますし、ぜひ協力させてください。」

3 身分・謝礼金等について

委嘱：学校運営協議会等が協議のうえ推薦→教育委員会が委嘱
任期：令和4年委嘱の月日から令和6年3月31日まで
謝礼金：活動に係る手当として支給（毎月の活動状況報告をもとに）
1時間あたり1,200円 年間40時間以内の活動を想定
→3ヶ月分ずつまとめて謝礼金（源泉徴収後）を支払う
（7月、10月、1月、4月の年4回支払い）
報告書：「地域学校協働活動推進員活動状況報告書」（別紙）を、データか紙文書で活動をした月の要3日まで報告（推進員→学校→社会教育青少年課）

参考：「山形市地域学校協働活動推進員設置要綱」第6条 第8条
「山形市 地域学校協働活動 推進マニュアル」23～25ページ
「地域学校協働活動推進員活動状況報告書」

4 相談・連絡 ~いつでもお待ちしております~

山形市教育委員会 社会教育青少年課 社会教育係
指導主事・社会教育主事 小林 望太
協働活動員 佐藤 昌宏 島津 宏道
住所：〒990-8540 山形市花籠町二丁目3番25号

活動していただく中で地協推進員の方々より、「①地協推進員同士の連携②地協推進員の認知③毎月提出する報告書の作成」が課題とのご意見をいただきました。今年度これらの課題の改善を行いました。①については地協推進員情報交換会を開きました。②については地協ニュースやHPでの広報活動を行い、名刺を作成して各所に渡していただきました。③については令和5年度より下記のように報告書の謝礼対象の活動内容を分類化して選択性にする事で改善を図ります。活動が進み多岐にわたることで、報告書が複雑にならないよう簡略化を図りました。地協推進員の方々には改めて説明する予定です。

令和5年度からの改正点がもう一つあります。これまで、地協推進員の活動時間は年間40時間を上限としていましたが、令和4年度までに推進員を配置した学校→48時間上限、令和5年度から推進員を配置する学校→24時間上限となる予定です。確定後に改めてお知らせしますが、次年度の活動を計画する際の参考にしてください。

地域学校協働活動推進員活動状況報告書の選択項目

山形市教育委員会

活動内容	選択項目	項目内容	実際の活動
(1) 地域の課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動	1	地域学校協働活動に係る情報交換・打合せ等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等へのあいさつ、訪問 ・地域住民等から学校に対する要望の聴取 ・地域住民等からの地域の実態や状況等の説明 ・教職員へのあいさつ ・教職員から地域に対する要望の聴取 ・教職員からの学校の実態や状況等の説明 ・地域学校協働活動推進員相互の情報交換
(2) 地域・学校の教育活動に対する支援、企画及び参加促進に関する活動	2	地域学校協働活動内容の企画・立案	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や地域住民等との活動内容の検討 ・当日スケジュールの作成 ・使用物品等の確認 ・活動場所の確認
	3	地域学校協働活動の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等への電話連絡や直接の依頼、案内文書等の作成 ・地域住民等との顔合わせや説明、打合せ ・教職員への説明や打合せ ・地域住民等の人数調整や役割分担等の計画の作成 ・参加する児童・生徒、保護者への案内文書やポスター、ちらしの作成 ・参加者の名簿作成 ・活動場所の整備 ・必要な資料の作成
	4	地域学校協働活動当日の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の準備・片付け ・使用物品の準備・片付け ・参加者（児童生徒や地域住民等）の出席確認 ・地域住民等の調整 ・教職員や地域住民等に対する活動内容の説明や指示、助言 ・施設等での事務手続き
	5	地域学校協働活動実施後の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動に係るお便り等の作成やホームページの更新等 ・児童・生徒が作成した地域住民等、施設等への礼状の配布・送付
	6	学校運営協議会の開催に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ・校長や学校運営協議会会長・委員との事前打合せ ・地域住民等、企業等との情報交換 ・資料の作成 <p>※いずれも地域学校協働活動に係る事項に限ります。</p>
(3) 学校運営協議会その他の協議体との必要な連携調整に関する活動	7	学校運営協議会における情報収集及び情報提供、コーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の進行やグループワークのファシリテーター、またはオブザーバーとしての参加
	8	その他協議体における情報収集及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動に関係する地域の団体（公民館やコミュニティセンター、地区振興会等）の会議への参加
(4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動	9	地域学校協働活動についての説明・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員や、地域住民等、保護者への地域学校協働活動の説明（研修会講師、事例発表者等） ・説明資料の作成 <p>※謝礼対象とする場合は研修会の主催者による謝礼を受け取ることはできません。 ※地域学校協働活動以外の講話や事例発表を行う場合は謝礼対象にはなりません。</p>
	10	地域学校協働活動に係る情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動につながる授業や活動の参観 ・地域学校協働活動につながる施設、企業、文化財等の視察
(5) その他	11	活動なし	活動なし

※地域住民等・・・ここでは地域学校協働活動に参画する地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民を意味しています。